

コイヘルペスウイルス病について

「コイヘルペスウイルス病」が全国各地で確認されています。昨年、石川県内でも確認されました。市内においては、幸いにも発見されていませんが、市民のみなさまには、コイヘルペスウイルス病のまんえん防止のため、次のことについて十分注意してください。

コイを購入するときは、産地または流通経路が病気の発生地域でないことを確認する。

川や湖・池などにコイを放流しない。死んだコイ、弱っているコイを川や湖・池などに捨てることは絶対にしてない。

死んだコイや異常なコイを発見したら、速やかに七尾市役所水産課までご連絡下さい。

相談窓口
水産課（能登島支所内） ☎ 84 1114



福祉・健康

生活習慣調査を実施します

今年度、市では健康増進法に基づき、「七尾市健康増進計画（仮称）」を策定します。地域住民の生活習慣の状況を把握するため、調査を実施します。なお、調査には市が委嘱している健康づくり推進員がお伺いします。対象となられた方はご協力をお願いします。

対象者 市内に在住する20歳～70歳代の方
約1300名

実施期間 6月6日～20日

詳しいお問い合わせは

健康推進課（七尾サンライフプラザ内）

☎ 53 3623

日本赤十字社員に対する弔慰の取扱いの変更について

日本赤十字社石川県支部では、特別社員及び有功章社員に対する弔慰の取扱いについて、18年度より次のとおり取り扱いますので、お知らせいたします。

17年度まで 石川県支部長の香典と弔辞をお供えする

18年度から 石川県支部長の香典を廃止し、弔辞は従来どおりとする

詳しいお問い合わせは

日本赤十字社石川県支部

☎ 076 239 3880

児童手当の現況届はお早めに

児童手当を受けている方は、現況届に必要な事項を記入し、提出してください。手続きを忘れると6月以降の児童手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

手続きに必要なもの

現況届（自宅に送付済）

国民年金以外の方 年金加入証明書（現況届用紙に事業所の証明印が必要）もしくは健康保険被保険者証をお持ちください。

印鑑

提出期日 6月30日（木）まで

1月2日以降に転入された方

17年度児童手当所得証明が必要です。

児童の住民登録が七尾市以外の方

児童が掲載された住民票の謄本が必要です。

詳しいお問い合わせは

本庁 子育て支援課子育てふれあい係

☎ 53 8445

病児保育室「あんず」をご利用下さい

「あんず」は医療機関の医師のもとで、看護師・保育士が専用の保育室で病気中又はその回復期にある児童を保育することで、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

対象児

0歳～小学生（低学年）で、入院を必要としない程度であること

保育日・時間・利用料金

月～土曜日（土曜日はCコースのみ）

Aコース 8:00～17:00 2,000円

Bコース 8:00～18:00 2,200円

Cコース 8:00～13:00 1,500円

日曜、祝祭日、お盆、年末年始はお休み

市民税非課税世帯、生活保護世帯は減免措置あり

定員 2名

申込先 恵寿総合病院 病児保育室「あんず」

☎ 52 3211

詳しいお問い合わせは

本庁 子育て支援課すこやか保育係

☎ 53 8419

子育てを支援します

ショートステイ（短期入所生活援助事業）

保護者が病気や看護、冠婚葬祭、出産などで一時的に児童の養育が困難となった場合、または母子が緊急一時的に保護を必要とする場合、7日以内の範囲で利用できます。

トワイライトステイ（夜間養護事業、休日預かり

保護者が勤務などで平日の夜間又は休日

不在のため、児童に対する生活指導や家事な

どが困難な場合に利用できます。

対象児 0歳～小学3年生まで